

令和5年度 無認可保育施設利用者に対する保育料負担軽減補助について

このご案内の対象となる方

- ① **無認可保育施設を利用する方**（認可外保育施設のうち、ベビーホテル・その他をご利用の方が対象です。認証保育所、保育室、保育ママ、事業所内・院内保育施設、企業主導型保育施設は該当しません。施設種別の確認方法については、P,2の「2.対象施設」をご覧ください。）
- ② **0～2歳児クラス年齢のお子さま（住民税課税世帯）**
 ※0～2歳児クラスの住民税非課税世帯・3～5歳児クラスのお子さまは、このご案内の対象外です。
幼児教育・保育の無償化についてのご案内をご確認ください。

【ご注意ください】

最終締切の提出期限日（令和6年4月12日消印有効）までに書類の提出がなかった場合、郵便事情その他の理由にかかわらず、審査の対象外となり、補助金はお支払いできません。

○郵送での申し込みの場合、特定記録郵便または簡易書留での送付を推奨します。

○ポスト投函により消印日が間に合わなかった場合も、補助金はお支払いできません。

令和5年度補助金交付スケジュール

申請回 (請求可能期間)	申請書類等 配布時期(※)	申請書類等 提出期限 (当日消印有効)	支払通知書等 送付時期(予定)	口座振込 時期(予定)
第1回 (4月～6月分)	初回申請用の書類は 送付していません	5年7月14日	5年8月下旬	5年8月下旬
第2回 (4月～9月分)	5年9月中旬	5年10月13日	5年11月下旬	5年11月下旬
第3回 (4月～12月分)	5年12月中旬	6年1月15日	6年2月下旬	6年2月下旬
第4回 (4月～3月分)	6年3月中旬	6年4月12日 ※最終締切※	6年5月下旬	6年5月下旬

※補助金の申請があり、お支払いをした方には、区から次回請求分の書類をお送りいたします。

【提出・問い合わせ先】

世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所第2庁舎2階22番窓口

(世田谷線松陰神社前駅または世田谷駅各徒歩5分) TEL 03-5432-2313

(月～金曜日(祝日・年末年始(12/29～1/3)除く)午前8時30分～午後5時15分まで)

◇提出書類については、郵送(簡易書留・特定記録推奨)もしくは窓口で受付いたします。

1. 概要 無認可保育施設をご利用の場合、以下の2種類の補助金があります。

① 多子世帯支援

第2子以降のお子さまを無認可保育施設に預けている保護者に対する補助金です。

② 利用者支援

待機児童となったため無認可保育施設にお子さまを預けている保護者に対する補助金です。

2. 対象施設 (ご利用の施設が以下の要件を満たす施設である場合に、補助金の交付対象となります)

各都道府県等に認可外保育施設として設置を届出している施設のうち、認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書が発行されている施設 (区外施設も対象になります)

施設種別および補助対象施設については、区のホームページから確認できます。

【世田谷区ホームページ (区内施設はこちらから確認できます)】

子ども・教育・若者支援⇒保育⇒保育施設・事業⇒認可外保育施設⇒
「認可外保育施設 (ベビーホテル・事業所内・院内・その他)
一覧と利用する際の留意点」 (ページ番号: 185252)



認定についてはこちら



3-1. 多子世帯支援

補助を受けられる方 (以下①～⑤の全てを満たす世帯)

- ① 月の初日に区内在住であり、**第2子以降**であること。
- ② 保育の必要性を判定する教育・保育給付認定 (2号・3号)を受けていること。
(認可保育園等の入園申し込みを行った世帯は、要件を満たしています)
- ③ 保育料を滞納していないこと。
- ④ 補助金の交付を受けようとする期間内に、保育室・保育ママ・認証保育所・企業主導型保育施設の負担軽減補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤ 補助金の交付を受けようとする期間内に、幼稚園に在園していないこと。

補助金額 令和5年10月以降のご利用分から、**第2子以降の方の補助金額が一律となります**

施設種別	子順	補助金額 (月額)	
		4月～9月	10月以降
ベビーホテル その他	第2子	14,000円	27,000円
	第3子以降	27,000円	

3-2. 利用者支援

補助を受けられる方（以下①～⑥の全てを満たす世帯）

- ① 月の初日に区内在住であり、0歳児～2歳児クラス年齢であること。
- ② 区の認可保育園等の入園申込みを行い、入園待機となっていること。（入園待機となった入園希望月から、補助対象となります。ただし、内定を辞退された場合は対象外です。）
- ③ 補助対象施設に在籍し、月160時間以上の月極め契約を結んでいること。
- ④ 保育料を滞納していないこと。
- ⑤ 補助金の交付を受けようとする期間内に、保育室・保育ママ・認証保育所・企業主導型保育施設の負担軽減補助金の交付を受けていないこと。
- ⑥ 補助金の交付を受けようとする期間内に、幼稚園に在園していないこと。

補助金額


補助金額は、保育料算定等区市町村民税所得割課税額^{※1}により決定します。（同一世帯家族分を合算して計算します^{※2}）また、令和5年4月～8月分は令和4年度、令和5年9月～翌年3月分は令和5年度の課税額に基づいて計算します。

※1 P,10 に課税額の確認方法を掲載していますので、参考としてください。

※2 単身赴任等で別住所の方も、原則生計同一人とみなします。

保育料算定等区市町村民税所得割課税額（※）	階層	補助金額（月額）
生活保護世帯又は保育料等算定区市町村民税所得割課税額が202,000円未満の世帯	A1	40,000円
202,000円以上250,000円未満の世帯	A2	35,000円
250,000円以上295,000円未満の世帯	B	25,000円
295,000円以上340,000円未満の世帯	C	20,000円
340,000円以上445,000円未満の世帯	D	10,000円
445,000円以上570,000円未満の世帯	E	5,000円
570,000円以上の世帯	F	0円

4.申請方法

必要書類をご確認のうえ、[区ホームページ](#)（ページ番号 **186310** ）よりダウンロードしてご提出ください。兄弟姉妹の場合は、それぞれでご提出ください。

《ホームページはこちら》



(1) 【年度の初回申請時】に必要な書類

- ① 施設等利用費請求書
- ② 在籍証明書（施設に記載いただく書類です）
- ③ 家族状況届出書
- ④ 契約内容証明書もしくは施設との利用契約書のコピー（※月極契約時間が分かるもの）

※⑤ 世帯全員の住民税額証明書類（必要な方のみ。[P,5「必要税書類チャート図」](#)を必ずご確認ください）

(2) 【2回目以降の申請時】に必要な書類

- ① 施設等利用費請求書
- ② 在籍証明書

※ 補助金をお支払いした方には、区から次回請求分の書類をお送りいたします。

※ 令和5年度第3回から、継続交付確認依頼書を廃止いたしました。なお、以前配布していた継続交付確認依頼書をお持ちの場合は、そちらでご請求いただくことも可能です。

(3) 提出方法

上記の必要書類を、郵送または窓口（P,1に掲載）で提出してください。

※ **令和6年4月12日（金）を過ぎるとお支払いできません**ので、ご注意ください。

※ 請求書等をご提出いただいても、審査の結果によって、補助金が交付できないことがあります。

5. 交付決定について

書類審査のうえ、交付の可否と支払い金額を決定します。補助金の交付の可否については、通知によりお知らせします。お電話での補助金額の回答はできませんのでご了承ください。

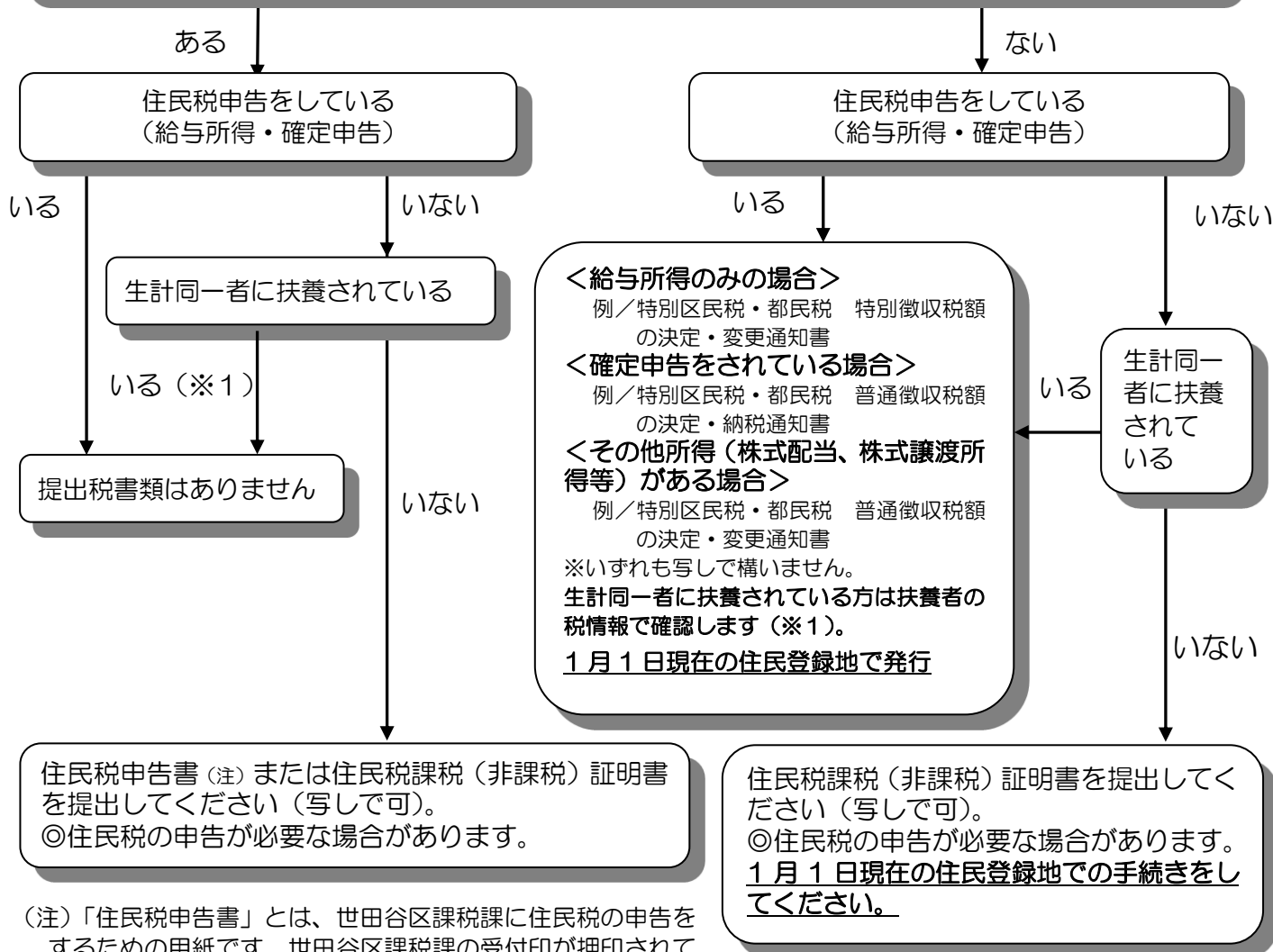
●必要書類チャート図 下記のチャート図を参考に必要書類を確認してください。

世田谷区で住民税が課税されている方は、証明書類の提出が不要です。

※世田谷区が保有する住民税の電子情報から確認します。

算定に必要な税年度の年の1月1日現在で、世田谷区に住民登録がある

(4月～8月のご利用分は令和4年度住民税、9月～3月は令和5年度住民税が必要)
(令和4年度住民税は令和4年1月1日現在、令和5年度住民税は令和5年1月1日現在)



住民税申告書(注) または住民税課税(非課税) 証明書を提出してください(写しで可)。
◎住民税の申告が必要な場合があります。

住民税課税(非課税) 証明書を提出してください(写しで可)。
◎住民税の申告が必要な場合があります。
1月1日現在の住民登録地での手続きをしてください。

(注)「住民税申告書」とは、世田谷区課税課に住民税の申告をするための用紙です。世田谷区課税課の受付印が押印されている「住民税申告書」(写)をご提出ください。

※1) 生計同一者に扶養されているが、生計同一者の所得が1,000万円を超える場合は、証明書類が必要です(住民税の申告が必要な場合があります)。

- 課税(非課税)証明書は、前年の1月から12月までの所得について証明するものです。
- 住民税の申告方法などは、課税課(03-5432-1111/代表)へお問い合わせください。
- 1月1日現在で世田谷区に住民登録がない場合、住民登録のあった市区町村役場へ申請してください。
- 所得が低い方か所得がない方で、所得税確定申告などの必要がない方は、補助金申請をされる前に、住民税の申告をしてください(所得がないことの確認のために必要です)。
- ただし、生計同一者の扶養親族(※1)として届け出ている場合は不要です。
- 日本以外の国に滞在していた方は、該当の国での所得(前年1月から12月分)に関する証明書および証明書の和訳を添付してください。
- この他にも、区が必要とする書類の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

●「施設等利用費請求書」の記入例・注意

様式（第2条関係）

消せるボールペンは使用しないでください。

請求日 年 月 日

西暦でも和暦でも構いません

世田谷区長 あて

施設等利用費請求書

訂正する場合は＝で消し、訂正印または訂正署名をお願いします。
※修正液は使用しないでください。

必ず押印してください
※押印がない場合は返送いたします

西暦でも和暦でも構いません

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	セタガヤ タロウ			生年月日	年 月 日
氏名	世田谷 太郎	(印)	認定子どもとの続柄	〒154-0017	現住所
※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です				世田谷区世田谷4-21-27	
				電話:	03-5432-1111 (印) 03-5432-2313

2. 認定子ども（認定子どもごとに申請して下さい）

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号	<input checked="" type="checkbox"/> 第3号	認定番号	0 0 1 0 7 0 8
--------------	------------------------------	-----------------------------------------	------	---------------

「第3号」にチェックしてください。
認定番号がわからない場合は記入不要です。

児童手当を所得制限で受給されていない場合、口座情報を確認できない場合がありますので、口座記入にご協力いただくようお願いいたします。

<input type="checkbox"/>	児童手当受給者（保護者）の口座に振込（下記欄の記入は必要）		
<input checked="" type="checkbox"/>	公務員等で世田谷区からの児童手当支給がない方などは、下記に振込口座を記入してください。		
金融機関番号	9 9 0 0	金融機関名	ゆうちょ 銀行・信用金庫・農協・信用組合
支店番号	1 9 8	支店名	一九八
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通
口座名義（カタカナ）	セ タ ガ ヤ	ハ ナ コ	

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、必ず下記に署名・押印してください。

私（申請者）は、上記口座名義人に補助金の受取を委任します。

申請者氏名 世田谷 太郎 (印)

4. 下記世帯に該当する場合は、□にレ点をつけてください。

私（申請書）の属する世帯は、生活保護世帯に該当します。

お問い合わせ 生活保護を受けている方のみレ点をしてください。

申請者と口座名義人が異なる場合は、委任署名・押印が必要となります。

ゆうちょ銀行の店番号・口座番号・店名の確認方法

◎お持ちのキャッシュカード・通帳で記号が「1」から始まる場合

記号番号 1 1 9 4 0 - 1 2 3 4 5 6 7 1

2～3桁目の数字の最後に「8」をつける

最後の「1」をとる

店番号 1 9 8 口座番号 1 2 3 4 5 6 7

店名 一九八 店

◎記号が「0」から始まる場合

記号番号 0 1 9 3 0 - 1 - 1 2 3 4 5 6

2～3桁目の数字の最後に「9」をつける

使いません

そのまま

店番号 1 9 9 口座番号 1 2 3 4 5 6

店名 一九九 店

●「家族状況届出書」の記入例・注意

同一生計の家族全員についてご記入ください。届出者、通所児童、通所児童の兄弟等を含みます。

消せるボールペンは使用しないでください。

年 月 日

家族状況届出書

届出者 住所 世田谷区世田谷 4-21-27
氏名 世田谷 太郎

訂正をする場合は＝で消し、訂正印または訂正署名をお願いします。
※修正液は使用しないでください。

届出者は「施設等利用費請求書」の請求者と同一人を記入してください。

同一生計の方で、単身赴任等で同住所にお住まいでない方は「職業・通学（園）先等」欄に、お住まいの住所をご記入ください。

フリガナ 氏名	続柄	生年月日	年	備考
セタガヤ ジロウ 世田谷 二郎	本人 ♂	令和〇.〇.〇	1	〇〇認証保育所
セタガヤ タロウ 世田谷 太郎	父	平成〇.〇.〇	30	〇△会社 〇〇県△△市□□
セタガヤ ハナコ 世田谷 花子	母	平成〇.〇.〇	28	〇〇会社
セタガヤ イチロウ 世田谷 一郎	兄	平成〇.〇.〇		
セタガヤ タモツ 世田谷 保	祖父	昭和〇.〇.〇		
セタガヤ 世田谷	祖母	昭和〇.〇.〇	60	無職

認可保育園に入園の申込をされている場合は、「保育所等入園（転園）申込書」に記載の家族状況と同じ内容を記入してください。

同一生計の《全員》を記入してください。

無認可保育施設保育料補助についてよくある質問



- 【Q1】 認可保育園等の申込みをしていないと、補助の対象になりませんか？
- 【A】 利用者支援（詳細はP,3参照）の補助金を受けるためには、認可保育園等の申込みをおこない、入園待機となっていることが補助要件の一つです。
ただし、多子世帯支援の補助金のみ申請される方は、入園待機の要件は必要ありません。

- 【Q2】 補助金の金額はいくらですか？
- 【A】 補助金の申請をしていただき、審査の結果、支給額が決定致します。審査結果については通知によりお知らせ致します。お電話等では回答できないのでご了承ください。

- 【Q3】 3回目の申請期限までに、申請を忘れていました。もう申請することはできませんか。
- 【A】 最終締切である令和6年4月12日までに申請をしていただければ、要件を満たす利用月にさかのぼり審査いたします。（郵便局の消印が4月12日までのものに限りませ



書類の提出が令和6年4月12日（消印有効）を過ぎた場合は、郵便その他いかなる事情に関わらず審査の対象外となり、補助金はお支払いできません。

- 【Q4】 年間で4回審査がありますが、その都度手続きが必要ですか？
- 【A】 交付の決定をうけた方は、審査回ごとに補助要件確認のため、手続きが必要となります。ただし、年度内であれば、ご請求いただいた回に、要件を満たす利用月にさかのぼり、審査いたします。提出書類につきましては、P4をご確認ください。

- 【Q5】 区市町村民税額を証明することができる書類の提出が必要ですか。
- 【A】 転出入等で、世田谷区で税情報の確認ができない場合、税資料のご提出をお願いしております。P5掲載のチャート図をご参照ください。また、世田谷区以外の自治体に住民税の修正申告をした場合も、税資料のご提出をお願いいたします。税資料を確認できた翌月以降より、審査に反映いたします。
なお、算定に必要な税年度の1月1日時点で世田谷区に住民登録があり、住民税を申告されている方は、提出不要です。

要点

—必要なのは何年度の住民税額か？

4月～8月のご利用分は前年度、9月～3月は当年度税が算定対象として必要

—税資料の提出が必要かどうかを確認するには？

必要な税年度の年の1月1日時点で、世田谷区民であるかどうか

（令和4年度税は令和4年1月1日、令和5年度税は令和5年1月1日）

※区民の方でも、書類のご提出をお願いする場合がございますのでご了承ください。

【Q 6】前年中海外で勤務しており、日本で課税されていませんでした。税書類はどのようなものが必要ですか。

【 A 】前年中の所得を証明する資料を提出してください（給与明細、所得証明等）。扶養状況や所得控除額が記載されているもの、現地通貨で記載されているものについては、レートに記載があるもの等、できるだけ詳細なものを提出してください（和訳を添付してください）。

※提出していただいた資料で推定計算を行い、審査いたします。

【Q 7】前年中育休等で所得がありませんでした。税書類を提出する必要はありますか。

【 A 】世田谷区で税情報が確認できない場合は、ご提出いただく必要があります。



ー必要なのは何年度の住民税額か？

4月～8月のご利用分は前年度、9月～3月は当年度税が算定対象として必要
一税資料の提出が必要かどうかを確認するには？

必要な税年度の年の1月1日時点で、世田谷区民であるかどうか

（令和4年度税は令和4年1月1日、令和5年度税は令和5年1月1日）

※区民の方でも、書類のご提出をお願いする場合がございますのでご了承ください。

《提出が必要な方》

①算定に必要な税年度の1月1日時点で世田谷区に住民登録があるが、住民税申告がされておらず、且つ生計同一者に扶養されていない場合

②算定に必要な税年度の1月1日時点で世田谷区に住民登録がなく、生計同一人に扶養されていない場合

※生計同一者に扶養されていることが、扶養者の税情報で確認できる場合は、提出は不要です。

《提出の必要がない方》

①算定に必要な税年度の1月1日時点で世田谷区に住民登録があり、勤務先事業主から税務署へ申告がなされている場合

②算定に必要な税年度の1月1日時点で世田谷区に住民登録があり、生計同一者に扶養されている※ことが、扶養者の税情報で確認できる場合

※生計同一者の所得が1,000万円を超える場合は、税の証明書類が必要です。（住民税の申告が必要な場合があります）。

※勤務先によっては、個人で税申告をしていただく必要がありますので、勤務先に確認をしてください。

参考1

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書の例

令和4年度給与 給与収入 給与所得 その他の所得	拡大 特別区民税 都民税 額	税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪ 差引納付額⑧-⑩-⑨-⑪ 変更前税額⑫ 増減額⑧-⑫ 変更月	特別区民税 都民税 特別徴収税額⑧ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪ 増減額⑧-⑫ 変更月	納付額 6月分 7月分 8月分 9月分 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分 4月分 5月分	給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用) 指定番号 宛名番号 受給者番号 氏名 住所 あなたの特別徴収税額をこのとおり決定・変更したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。なお、この通知書に記載された事項について変更がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して5月以内に自治体に対して変更請求をすることができます。また、この特別徴収税額の決定・変更の原則を求める場合は、前記の請求書に係る議決の決議を受けた日の翌日から起算して5月以内に自治体に対して「自治体協議代表者報告の代表者」となります。通知することができます。なお、既分の取消しの際は、前記の請求書に対する議決を経なければなりません。ただし、既分の執行又は手続の履行により生ずる法的な影響を避けるため緊急の必要があるときは、その議決を経ないことにつき正当な理由があるときは、議決を経ないでも既分の取消しの手続きをすることがあります。
-----------------------------------	-------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【補助金額決定のための課税額の確認について】

「税額」「特別区民税」「税額控除前所得割額④」から「調整控除額」(※裏面に計算方法あり)を引いた額が保育料等算定区市町村民税所得割課税額です。
※世帯の中で課税されている方が複数いる場合は、全員の方を合計してください。

参考2

特別区民税・都民税 普通徴収税額の決定・納税通知書の例

あなたの税額を以下のとおり決定しましたので、地方税法第41条、第319条の2、第321条の7の5及び第321条の7の8の規定により通知します。

所得内訳 (甲)	給与収入 給与所得 年金収入 年金所得 雑所得(年金等) 営業等所得	所得内訳 (乙)	農業所得 不動産所得 利子所得 配当所得 譲渡・一時所得 A 雑所得
所得内訳 (丙)	B 土地等事業所得等 C 分離短期譲渡所得 D 分離長期譲渡所得 E 株式等の譲渡所得等 F 上場株式等の配当等 G 先物取引所得	所得内訳 (丁)	H 山林所得・退職所得 分離短期・分離長期譲渡 損失の繰越控除
所得控除内訳 (甲)	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済等 生命保険料 地震保険料 障害者 寡婦 ひとり親 勤労学生 配偶者 配偶者特別 扶養 員特別障害者 基礎 所得控除合計	所得控除内訳 (乙)	配偶者 一般 老人 扶養 特定 同居 合計 16歳未満 その他 扶養 特別障害 同居 合計 障害 本人 未成年 障害者 特別 寡婦 ひとり親 勤労 学生
課税標準額・所得割	① 課税標準額(課税所得金額) A 雑所得 B 土地等事業等 C 分離短期譲渡 D 分離長期譲渡 E 株式等の譲渡等 F 上場株式等の配当等 G 先物取引	② 算出所得割額(①×税率) 特別区民税 都民税	③ 算出所得割額計 ④ 調整控除額 ⑤ 配当控除額 ⑥ 住宅借入金等特別税額控除額 ⑦ 寄附金税額控除額 ⑧ 外国税額控除額等 ⑨ 配当割・株主割額控除額 ⑩ 差引所得割額 ⑪ 均等割額
納付額	⑭ 年税額(⑩+⑪) ⑬ 給与特別徴収税額(給与差引分) ⑭ 年金分特別徴収税額(⑬+公的年金差引分) ⑮ 差引普通徴収税額(⑮-⑬)(個人納付分) ⑯ 所得割額より控除することができない配当割・株主割額控除額 ⑰ 差引普通徴収税額(⑯-⑮)	公的年金特別徴収先及び公的年金の種類 支払者の名称	【公的年金から特別徴収される額について】 この納税通知書に記載された税額が、年金保険者(日本年金機構等)から送付される年金払込通知書等に反映されるまでには、制度上、一定の日数がかかります。そのため、6月または8月に送付される年金保険者からの年金払込通知書等には、この納税通知書の内容が反映されていない場合がありますのでご注意ください。なお、10月に送付される年金払込通知書等には、この納税通知書の内容が反映される予定です。 また、この納税通知書と年金払込通知書等に記載された税額が異なっていることにより、公的年金からの差引き(特別徴収)額が多すぎた場合には、後日、納税額より滞付または充当の通知書を送付します。 ※公的年金からの特別徴収の制度や前年度特別徴収された方については、別紙「令和4年度特別区民税・都民税(住民税)税額決定・納税通知書のご案内」をご覧ください。
納付額	⑰ 納付額 令和4年6月30日 令和4年8月31日 令和4年10月31日 令和5年1月31日	※口座振替の振替日は、各納期日の日です。ただし、納付方法が「全期前納」の場合は、第1期の納期日が振替日になります。	【③算出所得割額計】 【④調整控除額】 特別区民税の③から④を引いた額が、 保育料等算定区市町村民税所得割課税額になります。

※株式等の配当や譲渡所得等があり、特別徴収かつ普通徴収されている場合は、上記参考1及び参考2の資料をご参考ください。